

入札監理小委員会における審議の結果報告

((独) 雇用・能力開発機構 2 事業分)

雇用・能力開発機構のアビリティガーデンにおける職業訓練事業及び私のしごと館における体験事業の実施要項案についての審議結果を以下のとおり報告する。

1 . 審議内容 (主な論点と対応状況)

(1) アビリティガーデン実施要項案

ア モデル事業からの反映事項

モデル事業と今回の対象事業では事業の内容が異なるが、モデル事業における入札及び事業の実施に当たり民間事業者等から指摘された事柄を踏まえ、以下の点を反映している。

モデル事業では土日の夜間に設定されていた職業訓練事業の実施時期について、今回の事業においては、平日の昼間も含め柔軟に設定できるようにした。民間事業者が企画書で提案した講師については評価との関係で原則変更を認めないものの、企画書提出時には予定でよいこととし、契約時までには確定することとした。

モデル事業では事業主へのアンケート調査を民間事業者の業務範囲としたが、回収率が悪かった。このため、今回は民間事業者の意見を反映し、回収率の向上を図るため機構 (アビリティガーデン) が行うこととした。

イ サービスの質・創意工夫の発揮可能性等

サービスの質の設定と確保

【論点】

- ・サービスの質の要求水準として設定されている受講者及び事業主へのアンケート調査における満足度 80% については、その根拠や基準を明示すべきではないか。
- ・受講者数の確保についても要求水準とすべきではないか。

【対応】

サービスの質の要求水準としての満足度 80% は、厚生労働大臣から示された独立行政法人の中期目標 (受講者及び事業主に対するアンケート調査の集計結果による満足度 80%) を参考に設定したとの説明であったが、今回は、これに加えて「受講者数の確保」についても過去の実績を踏まえ個別に整理し、質として要求

することとした。また、事業者のサービスの実施状況を定期モニタリングと随時モニタリングし、事業のパフォーマンスが悪いことが明らかになった場合は、適宜、監督や協力を行うことで、実施過程での質の確保を確実にすることとした。

なお、研修業務におけるサービスの質の設定のあり方については、機構側が明確にする必要があるが、経験が不十分であり今回はやむを得ないと判断し、この点については今後も引続き検討事項である旨を機構側と確認した。

創意工夫

【論点】

- ・実施要項には、機構の開発したカリキュラム等が添付されているが、カリキュラムに従って業務を実施と記載している点について、その意図するところの説明が不十分であるため、民間事業者に創意工夫を求める部分が不明確ではないか。

【対応】

- ・機構の開発したカリキュラム等は、民間事業者が企画書を作成するにあたっての参考資料として機構から提示しているものと位置づけ、研修方法等については民間事業者の創意工夫を反映した提案が可能であることを実施要項に明記した。

入札金額と委託費の支払方法等

【論点】

- ・入札金額の定義、委託費の支払い方法を明確に記載すべきではないか。
- ・また、要求するサービスの質の水準に達しない場合は、ペナルティー（委託費の減額）を課すべきではないか。

【対応】

入札金額の定義、委託費の支払い方法について実施要項に明記することとした。委託費の支払い方法は、入札単価に受講者数を掛けた金額から必要経費（光熱費等）を引いた金額を支払うこととしており、受講者数の増減に連動した支払い方法としている。ただし、ペナルティーについては、その根拠となる質の設定が客観的に説明可能なものとはなっておらず、今回はとりあえず見送ることとした。

なお、委託費の支払いにおけるインセンティブ・ディスインセンティブの設定については、その是非も含め今後も引続き検討事項である旨を機構側と確認した。

ウ 落札者決定に当たっての評価方法等

【論点】

- ・「評価表」の評価基準については、もっと内容を評価するようにすべきではないか。（例：副教材を使用する10点、使用しない0点となっているのは問題ではないか。）

【対応】

企画提案書の内容を段階的に評価できるよう評価方法の変更を行った。（ex. 内容の程度に応じ、10点から0点の間の点を付与することとした。）

エ 民間事業者が講ずべき措置

【論点】

- ・機構が民間事業者に対して、区分経理や収入支出経費の報告を求める理由は何か。また、区分経理を求めることは民間事業者にとって過剰な負担となっていないか。

【対応】

区分経理と記載した趣旨は、事業に係る経費の実態を把握するためのもので、会計上の区分経理を求めるものではないため、区分経理についての記載は削除する。（なお、実際の実施に要した経費（利益や損失を含む）をベースに官民比較を行う観点から、民間事業者に収入支出経費の報告を求めることとしている。）

オ 監理委員会への報告・公表

【論点】

- ・監理委員会への報告の時期を明記すべきではないか。

【対応】

報告時期については実施要項に、「機構は、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、職業訓練事業の実施状況については、平成20年3月末日時点における状況を調査する。」と明記した。

カ その他

【論点】

- ・損害賠償についての記載は、民間事業者が第三者に損害を与えた場合の負担の処理について整理があいまいなのではないか。

【対応】

損害賠償に関する記載については、以下のように修正した。

「民間事業者は、本契約を履行するに当たり民間事業者、その役員、職員その他本契約の履行に従事する者の故意又は過失により第三者に損害を加えた

ときは、当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする。この場合において、機構が当該損害に対する賠償の責に任じたときは、民間事業者は、機構の求償に応じなければならない。

ただし、当該損害の発生が機構の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。」

(2) 私のしごと館実施要項案

ア サービスの質・創意工夫の発揮可能性等

サービスの質の設定と確保

【論点】

- ・満足度 80%については、実施要項にその根拠や基準を明示すべきではないか。

【対応】

サービスの質の要求水準としての満足度 80%は、厚生労働大臣から示された独立行政法人の中期目標(体験利用者に対する体験終了後のアンケート調査の集計結果による満足度 80%)を参考に設定したとの説明で、現段階では他に質の設定を行うことは難しいとの説明であったため、議論の結果今回はやむを得ないものと判断したが、体験事業業務におけるサービスの質の設定のあり方については、今後も引続き検討事項である旨を機構側と確認した。

事業者のサービスの実施状況を定期モニタリングと随時モニタリングし、事業のパフォーマンスが悪いことが明らかになった場合は、適宜、監督や協力を行うことで、実施過程での質の確保を確実にすることとした。

創意工夫

【論点】

- ・実施要項には、機構の開発したマニュアル等が添付されているが、これらの取扱いについての説明が不十分であるため、民間事業者に創意工夫を求める部分が不明確ではないか。

【対応】

- ・機構が提示したマニュアル等は、民間事業者が企画書を作成するにあたっての参考資料と位置づけ、実施方法等については民間事業者の創意工夫を反映した提案が可能であることを実施要項に明記した。

入札金額と委託費の支払方法等

【論点】

- ・要求するサービスの質の水準に達しない場合は、ペナルティー(委託費の減額)

を課すべきではないか。

【対応】

今回の質の設定は、アンケートを基に設定したものであり、ペナルティー(減額)を行うにあたり十分な根拠とするには問題があるため、将来的な課題とすることとした。なお、サービスの質の確保については、モニタリングを実施することによって、一定の数字を下回れば適切に指示できるよう実施要項に明記した。

また、委託費の支払いにおけるインセンティブ・ディスインセンティブの設定については、その是非も含め今後も引続き検討事項である旨を機構側と確認した。

イ 落札者決定に当たっての評価方法等

【論点】

- ・「評価表」の評価基準については、もっと内容を評価するようにすべきではないか。(例：～ある5点、～ない0点となっているのは問題ではないか。)
- ・「体験事業の質の向上」「経費削減の可能性」の項目についてその内容を評価するための具体的な工夫を行うべきではないか。

【対応】

企画提案書の内容を段階的に評価できるよう変更を行った。(ex.内容の程度に応じ、10点から0点の間の点を付与することとした。)また、評価項目の表現については評価事項が明確になるよう表現を変更した。(ex.「体験事業の質の向上」 体験を通して創意工夫を發揮した新たな提案があるか。新たなマニュアル開発に資する提案であるか。等)

ウ 民間事業者が講ずべき措置

【論点】

- ・機構が民間事業者に対して、区分経理や収入支出経費の報告を求める理由は何か。また、区分経理を求めることは民間事業者にとって過剰な負担となっていないか。

【対応】

区分経理と記載した趣旨は、事業に係る経費の実態を把握するためのもので、会計上の区分経理を求めるものではないため、区分経理についての記載は削除する。(なお、実際の実施に要した経費(利益や損失を含む)をベースに官民比較を行う観点から、民間事業者に収入支出経費の報告を求めることとしている。)

エ 監理委員会への報告・公表

- ・監理委員会への報告の時期を明記すべきではないか。

【対応】

報告時期については実施要項に、「機構は、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、体験事業の実施状況については、平成21年3月末日時点における状況を調査する。」と明記した。

オ その他

【論点】

- ・損害賠償についての記載は、民間事業者が第三者に損害を与えた場合の負担の処理について整理があいまいなのではないか。

【対応】

損害賠償に関する記載については、事務局と協議を行い、「民間事業者は、本契約を履行するに当たり民間事業者、その役員、職員その他本契約の履行に従事する者の故意又は過失により第三者に損害を加えたときは、当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする。この場合において、機構が当該損害に対する賠償の責に任じたときは、民間事業者は、機構の求償に応じなければならない。

ただし、当該損害の発生が機構の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。」との一文を追加し、明確化を図った。

2. 指針の修正

今回の小委員会における審議を経て、以下の点について、実施要項に関する指針の改定を行う必要がある。

ア 委託費の支払い方法に関する項目の追加

今回の審議を通じ、サービスの質の設定や民間事業者の創意工夫を促すインセンティブなどとの関連で、委託費の支払い方法のあり方の重要性が確認されたため、指針に当該事項に関する項目を設けること。

イ 損害賠償に関する項目の修正

今回の審議を通じ、損害賠償に関する記述についての考え方を整理したので、これを指針に基本例として掲げること。

以上